

サービス利用に関する契約書

株式会社ヨコハマ電力（以下「甲」という。）と株式会社サンプルデジタル（以下「乙」という。）とは、乙が提供するサービス「株式会社サンプルデジタル」（以下「本サービス」という。）を甲が利用することに関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において用いる各用語の定義は、本契約に別段の定めがある場合を除き、「株式会社サンプルデジタルサービス利用規約」（以下「利用規約」という。）第2条各号所定の意味を有するものとする。

（有効期間）

第2条 本契約の有効期間は、2025年MM月DD日から最初に到来する3月31日までとする。【ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも本契約を終了させる旨の書面による意思表示がなされなかったときは、本契約は同一の条件でさらに1年間延長され、以後も同様とする。】

- 2 甲及び乙は、本契約の締結が利用規約第4条の定めに基づく、甲の乙に対する本サービスの利用に係る申し込みに該当することを確認するものとする。
- 3 第1項の規定は、甲が本サービスを退会する等により本サービスの利用を停止又は中止することを何ら妨げないものとし、甲は本契約の有効期間中といえども、1か月前までに書面にて乙に対して通知することで、いつでも本契約を解約することができるものとする。なお、解約にあたり別途乙が指定する書式、方法がある場合は、甲はそれに準じて手続きを行うものとする。

（サービス利用料金）

第3条 甲は、乙に対し、本サービスを利用する対価（以下「利用料金」という。）として、甲がブッキング契約を締結した第三者に対して支払うブッキングフィーとは別に、当該ブッキングフィーの【20%】相当額（小数点以下は切り捨てるものとする。）及びこれに対する消費税相当額を支払う。

- 2 乙は、甲に対し、次の各計算期間に成立したブッキング契約にかかる利用料金の金額を計算した上で、対応する請求書交付日までに請求書を交付する。甲は、乙に対し、各計算期間内の利用料金を、対応する支払日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。なお、振込手数料は甲が負担する。

計算期間	請求書交付日	支払日
各月1日～末日	各月末日	翌月末日

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面(電磁的記録を含む。以下同じ)による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(再委託)

第5条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、あらかじめ甲に対し、再委託先の名称、所在地及び再委託する業務の範囲を書面により通知するものとする。

乙は、再委託先に対し、本契約に基づき乙が負うのと同等の義務を負わせ、再委託先の行為について甲に対して自ら責任を負うものとする。

甲は、再委託先が本件業務を遂行するにあたり不相当と認める合理的な理由があるときは、乙に対し、その理由を示して再委託先の変更を求めることができる。

(契約不適合責任)

第6条 乙が甲に提供した本成果物が、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合、甲は乙に対し、当該不適合を知った時から一年以内にその旨を通知することにより、履行の追完又は代金の減額を請求することができる。

前項の請求は、甲の損害賠償の請求及び本契約の解除を妨げない。

乙が不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、前二項の期間制限は適用しない。

(機密保持)

第7条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく機密情報(次項に定義する)を本契約の目的外に使用若しくは利用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

2. 本契約において機密情報とは、主として技術情報、技術資料を対象とするが、それに限定されることなく、顧客名簿、販売計画及び開発予定の機器、開発中の機器、事業計画等第三者に漏洩されれば開示者の損失となる技術上、営業上その他の一切の情報であって、本契約の締結日から本契約が満了又は合意解約により終了する迄の期間中に開示者が被開示者に対して開示した一切の情報をいう。

3. 以下の情報は、機密情報に含まれないものとする。

(1) 既に公知、公用の情報

(2) 開示後被開示者の責によらず公知、公用となった情報

(3) 開示を受けた時に既に知得していた情報

(4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなしに入手した情報

(5) 法令により、更に守秘義務を負わせることなく且つ無制限に公に開示することが義務づけられた情報

(6) 被開示者が、開示された情報に一切アクセスせず、それと無関係に開発又は創作した情報

(7) 前各号の他、甲及び乙が本件機密情報から除かれることを相互に確認した情報

4. 甲及び乙は、本件業務遂行の目的のために必要最小限の範囲で、社内においては役員又は従業員に対して、社外においては弁護士、会計士等に対して、機密情報を開示できるものとする。ただし、社外に対して開示する場合、甲及び乙は、当該開示の相手方が第三者に機密情報を開示することのないよう相手方と機密保持契約を締結する等適切な措置を講じなければならない。
5. 甲又は乙は、相手方から求められた場合又は本契約が終了した場合、相手方より引渡しを受けた機密情報が記載又は記録された書類その他一切の記録媒体（電磁的又は電子的媒体を含むが、これらに限定されない）及びその複製物を相手方に返還又は相手方の指示に従いそのすべての複製物を破棄若しくは消滅させなければならないものとする。
6. 機密情報の開示又は提供を受けた者は、当該機密情報を冒用し、そのまま又はこれに補足する等して完成させ、これを自己の知的財産権として登録出願若しくは申請又は主張しないものとする。
7. 本契約に先立ち又は個別契約において機密保持に関する契約又は定めをしたときは、当該契約又は定めが本条に優先して適用されるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第8条 甲及び乙は、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないことア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (5) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 甲及び乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして相手方との本契約を解除することができるものとする。
- (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - (2) 前項(3)の確約に反し本契約を締結したことが判明した場合
 - (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合

3. 本条第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された方は、当該解除により自己に生じる損害につき、相手方に対し一切の請求を行わないものとする。また、かかる解除により甲又は乙に損害が生じたときは、解除された方はその損害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙が、自己の故意又は過失に基づき本契約に定める義務に違反し、又は自己の責めに基づく事由によりその他本件業務に関して相手方に損害を与えた場合、相手方が現実に被った通常の直接損害（訴訟費用、弁護士費用を含む）に限りその賠償責任を負う。

(解除)

第10条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約を解除できる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
 - (2) 支払の停止があった場合、又は仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 相手方の役員、従業員、株主、主要な取引先その他の関係者（以下、「関係者」という）が、暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力又はこれらに準ずるもの（以下、「暴力団等」という）の構成員又は準構成員であることが判明したとき
 - (6) 相手方又はその関係者が、暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与し、又は暴力団等と交流していた事実が判明したとき
 - (7) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 4 甲又は乙は、相手方が本契約又は利用規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めた催告後も相手方の債務不履行が是正されない場合又は是正される見込みがない場合は、本契約を解除できる。
- 5 甲又は乙は、第1項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

(本契約の変更等)

第11条 本契約の内容の変更又は追加は、当該変更内容又は追加内容につき、事前に甲乙協議の上、別途、記名押印のある書面又は電磁的記録で変更契約又は追加契約を締結することによってのみ、これを行うことができる。

(契約終了後の措置)

第12条 甲及び乙は、本契約が終了した場合、互いに有する債権債務を確定し、相手方からの請求により速やかにこれを支払い、本契約に基づく債権債務を清算するものとする。

2 本契約の終了後も、本条、第4条、第7条、第9条第3項、第12条及び第13条乃至第15条の規定は有効に存続するものとする。

(合意管轄)

第13条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(利用規約の適用)

第14条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項に関し、利用規約の各規定が適用されることを確認する。

2 甲及び乙は、前項の定めに関わらず、利用規約第22条について、以下各号につき合意する。

(1) 利用規約第22条第1項に定める損害賠償の累計総額の限度を適用しないこと。

(2) 利用規約第22条第4項の定めを下記のとおり変更すること。

記

【変更後】

ユーザーによる当社サービスの利用に関連して、当社が、ユーザーの責めに帰すべき事由により、他のユーザーその他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、ユーザーは当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。ただし、当社の故意又は過失によって当該請求がなされた場合はこの限りではありません。

以上

3 本契約と利用規約の内容に齟齬又は矛盾が生じた場合、本契約に特段の定めがない場合、利用規約第3条の定めに関わらず、本契約の内容が優先して適用されるものとする。

(協議事項)

第15条 本契約又は個別契約に関し、定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合、甲及び乙は、互いに誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者それぞれが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。なお、当事者が別途合意した場合、本契約を書面によらず電磁的方法により締結する

こととし、その証として、当事者間で記名押印に代わる電磁的处理を施した電磁的記録を作成の上、各自保管する。

2025 年 月 日

甲 東京都練馬区サンプル三丁目 1 番 1 号

株式会社ヨコハマ電力

代表取締役 永井 翔大

登録番号：T0013301042580

乙 東京都渋谷区サンプル二丁目 4 番 5 号

株式会社サンプルデジタル

代表取締役 高梨 亮

登録番号：T〇〇〇〇〇